

行田市奨学金返還支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市への移住を促進するため、大学等在学期間中に奨学金を受け、卒業後に本市に移住した者に対し、行田市奨学金返還支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる奨学金)

第2条 この要綱による支援金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 埼玉県高等学校等奨学金
- (4) その他市長が認める奨学金

(交付対象者)

第3条 この要綱による支援金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援金の交付を申請する年度中において、前条に規定する奨学金を返還している者
- (2) 支援金の交付を申請する年度の末日において30歳以下の者
- (3) 令和6年2月1日以後、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (4) 支援金に係る交付申請日以後、3年を超えて本市に居住しようとする意思を有する者
- (5) 就業しており、次のいずれかに該当する者（転職等の事由により、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項の失業等給付を受けた者を含む。）

ア 常時雇用される者（雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者に限る。）

)

イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

(6) 本市が定期的実施するアンケート等に協力できる者  
(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、当該支援金の交付を申請する年度内に返還した奨学金の額（利子相当額を含む。）の2分の1とし、年額12万円を限度とする。この場合において、他の奨学金返還支援制度を利用している場合は、その額を差し引いた額を交付対象とする。

2 支援金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付期間)

第5条 支援金は、1回目の支援金交付決定日が属する年度から3年度分に限り交付する。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市奨学金返還支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該支援金の交付を申請する年度の末日までに市長に提出するものとする。

(1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の返還金額を証するもの

(2) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの

(3) 申請者の住民票の写し

(4) 勤務先及び就職年月日を証するもの（労働条件通知書、雇用契約書等の写し）。個人事業主又はその事業専従者の場合は、自らの業を営むことを証する書類（登記事項証明書、開業・廃業等届出書等の写し）

(5) 誓約書兼承諾書（様式第2号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 支援金の1回目の交付申請は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までに行うものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、行田市奨学金返還支援金交付（却下）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要と認めるときは、支援金の交付に条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に行田市奨学金返還支援金交付申請取下げ届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、支援金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を返還したときは、支援金の交付決定を受けた年度の末日までに行田市奨学金返還支援金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 支援金の交付決定を受けた年度の就業を証する書類（雇用保険法第10条第1項の失業等給付を受けた者は、それを証する書類）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の額を確定し、行田市奨学金返還支援金確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに行田市

奨学金返還支援金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、行田市奨学金返還支援金交付決定取消し通知書（様式第8号）により、当該交付を受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に支援金を交付しているときは、支援金の交付を受けた者に行田市奨学金返還支援金返還決定通知書（様式第9号）により、支援金の返還を命じることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日に施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した支援金に係る第12条及び第13条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。